

# 10月から町県民税が 公的年金から天引きされます

公的年金等に係る町県民税を、ご本人が直接納付していただく方法(普通徴収)から公的年金が支給される際に天引きして納める方法(特別徴収)へ変更します。対象者となる要件については、広報5月号(7ページ下段)をご参照ください。今月号では、徴収方法等について紹介します。なお、今回の徴収方法の変更より税負担が変わることはありません。

## ■公的年金から特別徴収される税額

公的年金等の所得に対する町県民税の所得割額及び均等割額となります。公的年金等以外の所得に対する税額がある場合、その部分の税額については従来どおり納税通知書により納付していただくことになります。

## ■徴収方法 (年金所得のみの方で、平成21年度の年税額9,000円・平成22年度の年税額9,000円のケース)

年度 徴収 区分	平成21年度					平成22年度					
	普通徴収		特別徴収			特別徴収					
納期	6月	8月	10月	12月	2月	4月	6月	8月	10月	12月	2月
税額	2,500	2,000	1,500	1,500	1,500	1,500	1,500	1,500	1,500	1,500	1,500

年税額 9,000円
年税額 9,000円

納付書で納付する
年金から天引き

※平成21年度は、特別徴収の開始の年度となり、1期分(6月)及び2期分(8月)は、ご本人が直接納付していただき、10月からは年金からの天引きの方法による納付となります。  
 ※2月分の年金から天引きされた額を、そのまま4月、6月、8月支給分の年金から天引きして(仮徴収)、平成22年度の年税額から仮徴収した税額を差し引いて、残額を10月、12月、2月の3回に分けて天引きします。

## 平成20年度 松伏町情報公開条例及び 松伏町個人情報保護条例の運用状況について

平成20年4月1日から平成21年3月31日までの松伏町情報公開条例及び松伏町個人情報保護条例の運用状況を公表します。

### 1 松伏町情報公開条例

公文書の開示の実施状況

実施 機関	受付 件数	処理件数			
		開示	部分 開示	不開示 (不存在を含む)	計
町長	13	12	14	4	30
農業 委員会	2	1	3	0	4
合計	15	13	17	4	34

※ 件数とは、請求書及び決定等の通知書の件数です。

### 2 松伏町個人情報保護条例

(1) 保有個人情報の開示の実施状況

実施 機関	受付 件数	処理件数			
		開示	部分 開示	不開示 (不存在を含む)	計
町長	2	11	1	0	12
農業 委員会	1	1	0	0	1
合計	3	12	1	0	13

※ 件数とは、請求書及び決定等の通知書の件数です。

(2) 保有個人情報の訂正及び利用停止の請求の実績は、ありません。